

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、行田都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 行田都市計画区域の位置等

行田都市計画区域は、都心から約60km圏、本県の北部に位置しています。

また、行田都市計画区域に含まれる土地の区域は、行田市の行政区域の全域です。

【行田市 行田富士見工業団地拡張地区】

行田市の東部にあり、東北自動車道羽生インターチェンジから約9kmに位置しています。

II 変更の理由

行田富士見工業団地拡張地区については、埼玉県企業局の開発事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。

III 規模

【行田市 行田富士見工業団地拡張地区】

市街化区域への編入面積 約7.8ha

IV 関連する都市計画

行田都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 用途地域（行田市決定）
- ② 防火地域及び準防火地域（行田市決定）
- ③ 地区計画（行田市決定）